

第1回検討会議意見概要

条例の構成	委員意見（第1回）
前文	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府は全国に先駆けた取り組みを多く行ってきた。（志藤委員） ・身体障害者手帳はないが、聴覚に障害のある方は苦しんでいる。中軽度の聴覚障害のある方に響く条例にしてほしい。（滝野委員）
定義	
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・手話は言語であることを条例で認めることが必要。（浅井委員） ・高齢の方等には、要約筆記も必要なコミュニケーション手段。文字も重要。（佐野委員） ・聞こえない人の暮らしを土台に手話の理解・普及を進める必要がある。（近藤委員） ・コミュニケーションが双方向であることをふまえ、当事者の主体性を高める視点が必要。（近藤委員）
関係者の責務・役割・連携 ・府 ・市町村 ・教育機関 ・事業者 ・府民 ・聴覚障害者 他	<ul style="list-style-type: none"> ・大学において聞こえない学生への情報保障への支援を大学の責務として位置づけることが必要。（志藤委員） ・聞こえないことを伝えても電話での本人確認をされるような事例がある。（滝野委員） ・事業者の責務についてふみこんだ内容に。（志藤委員）
施策の基本的な方向性 ・普及・啓発 ・ろう学校等聴覚障害児在籍校での手話の獲得・習得	<ul style="list-style-type: none"> ・聞こえることが当たり前で手話や聞こえないことへの社会の理解が得にくい。日常的に支援している民生委員等の協力も必要。（滝野委員） ・手話への理解・手話を必要としている方の生活への理解を一般府民にどのように広げていくか。（志藤委員） ・府民にあいさつや簡単なやりとりが手話でできるようになってほしい。（滝野委員） ・地域住民である府民の理解が必要。手話サークルや要約筆記サークル等への支援が必要。（武田委員） ・医療機関や教育機関、一般企業などに広く手話を知ってほしい。（持田委員） ・手話サークルが聞こえない人の暮らしを知る場となる。サークルへの支援も検討してほしい。（山崎委員） ・若者へ手話が広がっていないことは大きな課題。（小出委員） ・盲ろう者が情報を得るにはサークルの助けが必要。（林委員） ・0～2歳を対象にした「さくらんぼ教室」を実施。（酒井委員） ・ろう教育によって子どもたちが手話を獲得していくということを条例に位置づけてほしい。聞こえる親も手話を習得する必要がある。（浅井委員） ・インテグレートしている聞こえないこどもに手話をどう広げていくか課題。（小出委員）

<ul style="list-style-type: none"> ・手話の習得の機会の確保 ・人材養成 ・環境整備・情報発信 ・事業者への支援 ・教育機関での普及 ・府政における対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢難聴者に手話を学ぶ機会をどのように提供していくか。(志藤委員) ・中軽度の難聴者や高齢による難聴者も手話を学べる環境に。(滝野委員) ・手話通訳者等の高齢化が問題となっている。(浅井委員) ・若者の手話通訳養成が課題である。(小出委員) ・要約筆記者の養成講座の会場や開催数を増やしてほしい。(佐野委員) ・緊急時、災害時の情報保障・コミュニケーション支援が必要。(志藤委員) ・大学が手話の普及、啓発に努めていくべき。(志藤委員) ・京都府職員、特に警察・消防職員の手話の学習や聞こえない人への理解が必要。
<p>施策の推進体制</p>	
<p>財政上の措置</p>	
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内容の十分な検討と早急な制定が必要。(志藤委員) ・盲ろう者の社会参加(林委員) ・情報コミュニケーションとは切り離して考えることが必要。(浅井委員) ・デシベルダウンを検討してほしい。(佐野委員)